

鹿追町立学校における 働き方改革推進プラン

平成31年1月
鹿追町教育委員会

日本ジオパーク認定の町 鹿追町

～ 火山と凍れ（しばれ）が育む命の物語 ～



とがち鹿追ジオパーク

はじめに

少子高齢化による生産年齢人口の減少や急激に進展するグローバル化など社会を取り巻く環境が大きく変化し、学校が抱える課題が多様化、困難化する中で子どもたちが未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成するため、児童生徒に対する指導を一層充実させることが期待されています。その実現に向けては、教員が授業や授業準備等に集中し、健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築することが必要です。

北海道教育委員会（以下、「道教委」という。）が、平成28年度に行った「教育職員の時間外勤務等に係る実態調査」では、1週間当たりの勤務時間が60時間を超える者の割合が、教諭については、小学校で2割、中学校で4割を超えています。また、教頭に至っては、小・中学校とも7割を超える結果が出ており、当町においても同様の傾向にあるものと認識しております。

こうした状況を踏まえ、道教委では平成30年3月に道内の全ての学校において働き方改革を行うため、業務改善の方向性を示した「学校における働き方改革『北海道アクション・プラン』」を作成しております。

本町においても、北海道が作成したプランに準じて「鹿追町立学校における働き方改革推進プラン」を作成し、実効性ある取組に向け、学校、家庭、地域、行政が密接に連携し、保護者や地域住民の理解を得ながら、教員が本来担うべき業務に専念できる環境に努めてまいります。

I 働き方改革推進プランの性格

- 本プランは、教育委員会が策定し、町内の全ての学校が働き方改革を進めるためのものであります。
- 本プランについては、今後の国及び道教委の動向や学校における取組状況などを見極めながら、必要に応じて適宜見直しを行います。

II 取組の方向性

- これまでの働き方を見直し、教員が業務の質を高めるとともに、日々の生活や教職人生を豊かにすることで、自らの専門性や人間性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行い教育の質を高めるといふ、働き方改革の目指す理念を共有しながら、取組を実行します。
- 「学校における働き方改革」は、学校はもとより、国、地方公共団体、更には家庭、地域等を含めた全ての関係者がそれぞれの立場で、学校種による勤務態様の違いや、毎日子どもと向き合う教員という仕事の特性も考慮しつつ、その解決に向けて取り組んでいくことが重要です。

III アクション・プランの目標及び期間

- 本プランに掲げる取組を成果の検証を行いながら着実に進めるため、当面の目標を次のとおり設定し、取組期間は平成30年度から32年度までの3年間とします。

1週間当たりの勤務時間が60時間を超える教員を全学校でゼロを目標にします。

この目標を達成するため、教育委員会は、毎年度、進捗状況を把握し、学校における働き方改革の取組を検証しながら、具体的な学校経営指導に努めます。また、学校は、時間外勤務等の実態を踏まえ、実情に応じた取組を主体的に検討し、実施していくこととします。

【働き方改革を進めるため、平成32年度末に目指す指標】

- 1 部活動休養日を完全に実施（年間73日）している部活動の割合…100%
- 2 変形労働時間制を活用している学校の割合…100%
- 3 定時退勤日を月2回以上実施している学校の割合…100%
- 4 学校閉庁日を年9日以上実施している学校の割合…100%

IV 具体的な取組

1 本来担うべき業務に専念できる環境の整備

(1) 「チーム学校」の実現に向けた専門スタッフ等の配置促進

- ・各学校の実情に応じて少人数学級教諭、日本人外国語教諭、特別支援教育支援員、事務補助職員等を配置します。
- ・加配制度による人員配置について、国や道教委への要望を継続して行います。
- ・道教委が実施するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー派遣支援を活用します。

(2) ICTを活用した授業等の充実

- ・各学校に配備されているタブレット端末や実物投影機などのICT機器を活用し、学習への興味や動機付けなどを促進します。

(3) 地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進

- ・学校を核として、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取組が推進されるよう、地域住民が学校の教育活動を支援し、保護者や地域住民が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール」の一層効果的な取り組みを促進します。

2 部活動指導にかかわる負担の軽減

(1) 部活動休養日等の完全実施

- ・生徒や担当教員の健康・安全はもとより、けがの防止・心身のリフレッシュを図るなどのスポーツ医・科学の観点、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮する観点から、全ての部活動における休養日等の完全実施に向けた取組を進めます。
- ・スポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」や道教委が策定した「北海道の部活動の在り方に関する方針」を踏まえて、必要な見直しを行います。

① 部活動休養日の実施

- ・毎週1日以上は、休養日を実施する（年間52日以上）
- ・月に1日以上は土曜日、日曜日又は祝日に休養日を実施する（年間12日以上）
- ・学校閉庁日は部活動休養日とする（夏季休業期間内3日、年末年始の休日6日）
- ・上記を基本に1年の1/5以上の休養日を実施する

365日×1/5=73日

週1日52日+月1日12日+学校閉庁日9日=73日

※1 休養日には朝練習や自主練習も行わない

※2 大会やコンクール等の前で、やむを得ず活動を行う場合（※4）は、代替の休養日を実施する

② 部活動の活動時間

・平日は2～3時間程度で終了すること（生徒の最終下校時刻を設定）

・土曜日、日曜日、祝日及び長期休業期間中は、次の※3、※4に該当する場合を除き、半日程度で終了すること

※3 大会やコンクール等への出場、練習試合、合宿を行う場合

※4 中体連等が主催する大会、コンクール等の日の前日から起算して1か月以内の期間の場合

（2）部活動指導員の配置等

・部活動の指導体制の充実と教員の負担軽減の観点から、外部指導者や部活動指導員の配置を検討します。

（3）複数顧問の効果的な活用

・可能な限り、部活動ごとに複数顧問を配置し、かつ、交代で指導や安全管理を行うなどして、時間外勤務縮減につながる取組を行います。

（4）学校規模に応じた部活動数の適正化等

・各学校においては学校規模に応じて部活動数を適正に設置するとともに、生徒がスポーツ等を行う機会が失われることのないよう、複数の学校による合同部活動を推進します。

3 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実

（1）ワークライフバランスを意識した働き方の推進

・各学校において働き方改革を着実に進めるため、職員一人一人がワークライフバランス（仕事と生活の調和）の視点を積極的に取り入れ、意識改革を図ることができるよう、月2回以上の「定時退勤日」（例えば「家庭の日」（給与・手当支給日）、「健康管理の日」（毎週水曜日）、「消灯時間の設定」等学校の実情に応じた取組や年2回以上の「時間外勤務等縮減強調週間」の徹底に努めるなど、職員の時間外勤務等の縮減に対する積極的な取組を進めます。

(2) 人事評価制度等を活用した意識改革の促進

・各学校においては、校長が定める「学校経営方針」や「重点目標」等に働き方改革に関する視点を盛り込むとともに、管理職員の業績評価に係る目標設定に当たっては、所属職員の働き方改革に向けたマネジメントに関する目標として、例えば、時間外勤務等の縮減や年次有給休暇の取得促進に関する目標等を設定することとします。

・各学校においては、学校の職員全体に対しても勤務時間を意識した働き方を浸透させるため、人事評価の面談において管理職員が職員と業務改善に向けた意識の共有を図るとともに、職員自ら考えて主体的に働き方改革を進めるよう促します。

(3) 長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定

・学校職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため、長期休業期間中に一定期間の学校閉庁日を設定します。

① 実施目的

・職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため

② 設定期間

・8月15日前後の特定の3日間に設定することを基本（夏季休業期間内で、学校の実情に応じて設定することも可）

・年末年始の休日（12月29日～1月3日）は、全町統一の学校閉庁日とする（年末年始の休日の前後に学校の実情に応じて追加設定することも可）

③ 服務上の取扱等

・年休、夏休、振替等

・休暇取得を強制しない

・出勤も可。この場合、開錠・施錠は出勤する者の責任で行うため、管理職員の出勤は不要

・部活動休養日に設定

④ 保護者への周知

・教育委員会が各学校を通して保護者に通知

(4) 機械警備の活用

・教育委員会は、各学校における機械警備の設置を進め、土日、祝日、学校閉庁日等に管理職員が校内巡視を実施しないことを検討します。

(5) 勤務時間を客観的に把握する仕組みの検討

- ・教育委員会は、校長会等と教職員の勤務時間を客観的に把握する仕組みを検討します。

(6) 教員と事務職員との役割分担の見直し

- ・教員と事務職員等の職務を明確化し、事務機能の強化と業務の効率化を図ります。

4 教育委員会による学校サポート体制の充実

(1) 調査業務等の見直し

- ・教員の事務の負担を軽減するため、学校を対象として行う調査業務の見直しを行うとともに調査については十分に精選を行い、提出書類や様式の簡素化に努めます。

- ・各種団体等からの絵画コンクール等への出展や家庭向けへの配布物の依頼について、当該団体等に対して、学校の負担軽減に向けた協力を要請します。

(2) 勤務時間等の制度活用

- ・変形労働時間制や休憩時間に係る制度改正、週休日の振替に係る勤務時間のスライド・振替期間等の特例、週休日における勤務時間の割振り変更など、これらの制度が有効に活用されるよう取組みを推進し、国や道教委に対しても更なる制度改善を要望します。

(3) メンタルヘルス対策の推進

- ・教職員のメンタルヘルス対策を推進するため、ストレスチェックの実施状況を定期的に把握し、その結果に基づき、必要に応じて、学校に対し改善に向けた助言を行います。

(4) 学校行事の精選・見直し

- ・各学校で実施している行事等について、十分な精選や内容の見直しを行うよう促します。

(5) 少年団活動における教職員の負担軽減

- ・少年団活動の指導に係る教職員についても、関係団体に対し指導に関わっている教職員の負担の軽減を図るため、部活動休養日等に準じた取組について理解の促進を図る。